3　（略）	3　（略）
4　脱炭素ビジネス推進室は、事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。	（新設）
5　脱炭素ビジネス推進室に、室長を置く。	（新設）
6　市場メカニズム室は、次に掲げる事務をつかさどる。	4　市場メカニズム室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策課の所掌事務に係る経済的措置に関する事務に関すること（環境基本法第二十二条第一項に定めるところにより行うもののうち、脱炭素ビジネス推進室の所掌に属するものを除く。）。	三　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策課の所掌事務に係る経済的措置に関する事務に関すること。
7～10　（略）	5～8　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○環境省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

環境大臣　小泉進次郎

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		
（本省及び原子力規制委員会の定員）		
第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	二、一三〇人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇七四人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、二〇四人	

改正前		
（本省及び原子力規制委員会の定員）		
第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	二、一一七人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇五六人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、一七三人	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業結合調査官）	（企業結合調査官）
第二条の二　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。	**第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十五人以内を置く。
2　［略］	2　［同上］